

(別表2) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額

◆対象
所得税を納める方が住宅ローンなどを利用して平成24年中にマイホームを新築・購入・増改築などをしたときは、

住
宅借入金等特別控除
(住宅ローン控除)について

A 新契約	一般生命保険料控除 (遺族保障等) 控除額上限 所得税 4万円 個人住民税 2万8千円	介護医療保険料控除 (介護・医療保障) 控除額上限 所得税 4万円 個人住民税 2万8千円	個人年金保険料控除 (老後保障等) 控除額上限 所得税 4万円 個人住民税 2万8千円	
	+		+	
B 旧契約	一般生命保険料控除 (遺族、介護、医療保障) 控除額上限 所得税 5万円 個人住民税 3万5千円	↓ ↓ ↓	個人年金保険料控除 (老後保障等) 控除額上限 所得税 5万円 個人住民税 3万5千円	
A +	一般生命保険料控除 (遺族保障等) 控除額上限 所得税 4万円 個人住民税 2万8千円		個人年金保険料控除 (老後保障等) 控除額上限 所得税 4万円 個人住民税 2万8千円	
B				生命保険料控除額 控除額上限 所得税 12万円 個人住民税 7万円

(別表3)

◇控除を受けるための要件と必要な添付書類(マイホームの新築や購入をして、平成24年中に居住の用に供した場合)

要件	必要な添付書類
1 新築住宅	
(イ) 住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き居住していること	(A) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
(ロ) 家屋の床面積(登記面積)が50以上であること	(B) 住民票の写し
(ハ) 床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること	(C) 家屋の登記事項証明書(原本)、請負契約書の写し、売買契約書の写し、交付を受ける補助金等の額や住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合はその額を証する書類などで家屋の取得年月日・床面積・取得価額を明らかにする書類
(ニ) 控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下であること	(D) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
(ホ) 民間の金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構などの住宅ローン等を利用していること	(E) 住宅ローン等に含まれる敷地等の購入に係るローン等についてこの控除の適用を受ける場合は、その敷地等の登記事項証明書、その敷地等の分譲に係る契約書の写しなどで、その敷地等の取得年月日・取得価額などを明らかにする書類
(ヘ) 住宅ローン等の返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること	(F) 認定長期優良住宅について認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用する場合は、上記(A)から(E)のほか、長期優良住宅建築等計画の認定通知書(長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合は変更認定通知書)の写し及び住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書
(ト) 認定長期優良住宅について認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用することが証明されたものであること	(G) 認定低炭素住宅について認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用する場合は、上記(A)から(E)のほかその家屋が認定低炭素住宅に該当するものであること等を明らかにする一定の書類
(チ) 認定低炭素住宅について認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用する場合は、認定低炭素住宅であることが証明されたものであること。	

一定の要件に当てはまれば、居住の用に供した年から10年間、住宅ローン控除を受けることができます。また、一定のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事も増改築等の対象となります。※サラリーマンの方は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整で控除が受けられます(別表3参照)。

◎東京電力(株)から支払いを受ける賠償金の所得税上の取扱いについて
東京電力(株)から原子力発電所の事故により被害をうけられた個人の方が支払いを受ける賠償金のうち、必要経費を補てんするためのものや風評被害などによる減収分、又は出荷制限指示による棚卸資

産等の損失などに対して支払いを受ける賠償金は、事業所得等の収入金額となります。くわしくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。
お問い合わせは、市市民税課(2階)
TEL 1577、FAX 1609へ。

申告に必要なもの

①印鑑	・認印でも可(朱肉を付けるもの)
②収入を証明するもの(例)	・源泉徴収票(給与、公的年金等) ・営業等、農業、不動産の収入があった方は、収入と必要経費等が分かる書類や帳簿、領収書など ※あらかじめ収入と各経費を計算しておいてください ・支払調書(配当、原稿料等) ・株式の年間取引報告書
③控除を証明するもの	・国民年金保険料の控除証明書 ・国民健康保険税後期高齢者医療制度保険料の領収書や口座振替納付済通知(平成24年中に支払ったもの) ・生命保険料・地震保険料の控除証明書 ・障害者手帳
④その他	・本人名義の通帳 ・筆記用具、計算機など

医療費控除の計算方法

控除額(最高200万円まで)
||
その年中に支払った医療費
||
所得金額の5%
(10万円を超える場合は10万円)
||
※保険金などで補てんされる金額
||
保険金などで補てんされる金額とは、①社会保険などから支給を受ける療養費、高額療養費、出産一時金などのほか、②医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院給付金などのことです。